

# 職業能力開発促進法施行規則の一部改正について（試験科目の追加）

技能検定の職種及び内容について、近年の技術動向等を踏まえ、「プラスチック成形職種」及び「鉄筋施工職種」の技能検定の作業の追加並びに試験科目及びその範囲等の見直しを行うとともに、所要の改正を行った。

## 1. プラスチック成形職種

### ☆学科及び実技試験の試験科目の追加・範囲見直し等

- ・現場の実態を踏まえ、「プラスチック成形」職種の1級及び2級の学科及び実技試験の試験科目に「真空成形法」及び「真空成形作業」を追加するとともに、その範囲を見直した。
- ・より効果的に技能を評価することができる試験内容とするため、試験の実施方法に「判断等試験」を追加した。
- ・1級及び2級技能士コースの短期課程の普通職業訓練について、プラスチック成形科の教科に真空成形法を追加した。

## 2. 鉄筋施工職種

### ☆実技試験の試験科目の追加・範囲の追加、学科試験の試験科目の範囲見直し

- ・現場の実態を踏まえ、「鉄筋施工」職種の3級の実技試験の試験科目に「鉄筋施工図作成作業」を追加するとともに、その範囲を見直した。
- ・試験科目の追加に伴い、「鉄筋施工」職種1級、2級及び3級の学科試験の試験科目の範囲を見直した。

【公布日】 令和元年12月18日

【施行期日】 公布日と同日

# 職業能力開発促進法施行規則の一部改正について（試験科目の廃止）

技能検定の職種及び内容について、近年の技術動向等を踏まえ、「印章彫刻職種」の見直しを行うとともに、所要の改正を行う。

## 試験科目の廃止の検討

### ☆試験科目の廃止に係る経緯

- 技能検定の試験科目のうち、長期間（10年以上）実施公示がされていない試験科目については、当該試験科目の廃止について、関係業界団体と調整しているところ。
- 今般、印章彫刻作業のうち、「ゴム印彫刻作業」については、10年以上実施公示がなかったことから、関係業界団体と調整した結果、試験科目の廃止を行うこととした。



## ゴム印彫刻職種の見直し

### ☆学科及び実技試験の試験科目の廃止等

- 1級及び2級印章彫刻職種の技能検定の実技及び学科試験の試験科目から「ゴム印彫刻作業」及び「ゴム印彫刻法」を削除する。
- 1級及び2級技能士コースの短期課程の普通職業訓練について、印章彫刻科の教科からゴム印彫刻法を削除する。

【公布日】 令和2年3月31日

【施行期日】 令和2年4月1日